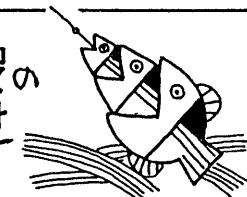
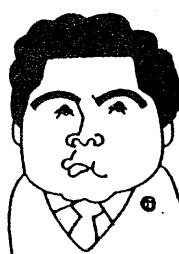


Vo. I. 18 1989. 8. 1

発行 長沼・樋谷税務会計事務所  
発行責任者 長沼淳子夏季休暇の  
お知らせ

勝手ながら

8月12日(土)~15日(火)  
休ませていただきます

答えられますかあなたの会社の数字!

## 大きなソロバン小さなソロバン

所長  
長沼 隆夫

ある席でこんな話しがあった。「あの社長は技術細なのによく数字を知っておられますね」これはどういう事だろう。前年の売上、今月の売上、前年対比、売上総利益率、一般管理販売費、人件費、労働分配率、経常利益、必要売上高、一人当たりの売上高、一人当たりの粗利益をつかんでいるかどうかの事でしょう。どうです、あなたの会社は!

- \* 定期預金・積立預金については、銀行別の残高を
- \* 受取手形・支払手形の期日別の残は
- \* 売掛金・買掛金は、相手先、支払日別内訳は
- \* 貸付金・立替金・仮払金の内訳は
- \* 保険積立金の内訳は
- \* 未払金・預り金・借入金の残高は
- \* 給与手当・地代家賃の支払状況はこれらを、自分なりの数字として管理し、つかんでおきたいものですね。



海や山に心が馳せる  
この頃になりました。  
夏休みのプランはもうお決まりですか。

慌しい日々の中でつい無感動に過していますが、ちょっと周りを見渡して下さい。まぶしい太陽の光を一身に浴び風に揺れる木立ち、これから色をつけ大きく伸びてゆく朝顔やひまわりの花等々・・・。この喧せ返る様な夏にも心を和ませてくれる自然が色々あります。時間に追われる毎日ですが、ちょっと木陰で立ち止まってみませんか。汗をぬぐって「ちょっと心の小休止!」そして、この夏貴方も何かにチャレンジしてみませんか。「生きる」って新しさの発見と感動の連続だ。と何かに書いてありました。さあ盛夏の到来です。暑さに負けずがんばりましょう。

パート収入の  
課税関係は

平成元年度よりパート収入の非課税限度額及び配偶者特別控除額が、下表の通りになりました。

パート収入の課税関係(1989年分)

年間収入	所得税	住民税	夫の配偶者控除の対象に	夫の配偶者特別控除の対象に
89万円以下	かかるない	かかるない	なる	なる
89万円を超える	かかるない	かかるない	なる	なる
92万円以下	かかる	かかる	ならない	ならない
92万円を超える	かかる	かかる	ならない	ならない
127万円未満	かかる	かかる	ならない	ならない
127万円以上	かかる	かかる	ならない	ならない

配偶者特別控除額

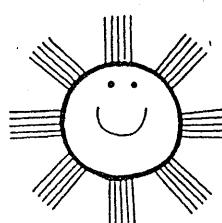
年間収入	控除額
62万円未満	35万円
62万円以上92万円以下	35万円-[パートの年収-57万円]
92万円超97万円未満	35万円
97万円以上127万円未満	35万円-[パートの年収-57万円-35万円]
127万円以上	0

(注)①カッコ内の10万円未満の端数は、5万円以下なら5万円、5万円超なら10万円とします。②住民税は最高30万円控除できます。

の流行は大柄プリントで幅広のもの。  
幅広でも結び目を小さくしてエクボ  
をくっきり!

今回の一番星プレスは山崎・久保・  
日景・佐伯・志水でお送りしました。

## 系扁集後記



いよいよ夏本番!

『男のファッショ』といえばやつ  
ぱりネクタイです。ズバリ今年の夏

消費税各種届出等は

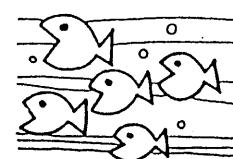
9月30日までに

消費税各種届出等は、平成元年度9月30日まで提出猶予が適用されています。

1. 簡易課税制度適用届出書
2. 納税義務免除措置適用を受けない旨届出書
3. 仕入税額控除の課税売上割合に準ずる割合の承認届出書

上記届出書等について結論付を早急に。  
当所にて充分相談対応致します。

一泊二日



7月1日(土)、2日(日)グリーピア三木において所内研修会が、開催された。テーマは「委員会を運営するにおいての活動方針の確認(目的、期待効果)と運営上の課題と対策等」であった。

委員会及び、実行、活動、内容の紹介を簡単にさせて頂きます。

## ①業務管理マニュアル委員

- \* 消費税導入に伴う指導、巡回、決算業務の管理とシステム化
- \* 既に作成されているマニュアルの整理及び決定
- \* 新たに必要なマニュアルの作成

## ②売上委員

- \* 売上目標達成の方針
- \* 拡大
- \* 報酬に関する研究と啓蒙

## ③勉強会委員会

- \* 職員の知識、能力向上の為の諸施策の研究と勉強会活動

## ④MAS・資産税委員

- \* 決算報告会の実施
- \* マネージメントレター
- \* 経営助言、指導、システムの構築
- \* 資産税に関する指導・教育・調査・研究

以上4つの委員会です。全員が、それぞれの委員会に属し月に何度か委員会を開きます。今後関与先と事務所の発展の担い手になりたいと願っています。

(久保利哉)